

[特集] 大学における 発達障害学生の発達保障

特集にあたって

本誌編集委員 田中良三

「**発**達障害者支援法」が制定・施行されて10年、同法第8条2項に、「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。」とある。

また、小中学校の通常学級に6.5%在籍するといわれるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、ASD（自閉症スペクトラム障害）など学習と生活に困難を抱える発達障害の（疑いのある）児童生徒を新たに支援の対象とする特別支援教育制度が始まって9年になる。特別支援教育は、義務教育の小中学校だけでなく幼稚園と高等学校も含み、この間、国や地方自治体が特別支援教育体制推進事業を進めてきたなかで、高校を卒業した発達障害の生徒たちも、大学に進学していくことは自明である。

文科省は、2006年度「障害学生修学支援ネットワーク事業」を開始し、「拠点校」に札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学の計9校を指定した。また、2007年度より、「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）」事業を開始し、選定された4年制大学48校のなかに発達障害学生の支援を目的とする富山大学、信州大学、プール学院大学が含まれた。2011年度の大学入試センター試験からは、発達障害に特別措置が導入された。

日本学生支援機構によれば、大学に在籍する発達障害学生は、2010年度「診断書あり」1,064名、「診断書は無いが支援あり」1,944名の計3,008

名である。5年後の2014年度は、「診断書あり」2,722名、「診断書は無いが支援あり」3,569名の計6,291名と、年々増えてきている。発達障害はじめ他の障害および精神疾患等含む学生の在籍者（在籍率）は、2010年度8,810名（0.27%）、2014年度14,127名（0.44%）で、毎年増えてきてはいるものの、このような特別支援を必要とする学生の在籍率は1%からほど遠い。

発達障害学生の支援を課題とするわが国の大学は、近年の大学政策＝大学「改革」の下で「大学の危機」ともいうべき厳しい状況におかれている。本特集では、大学の全体的状況を視野に入れた論文を総論とし、発達障害学生の支援に積極的に取り組んできたいいくつかの大学から報告していただいた。さらに卒後の支援に携わる立場から、また、視野を海外に広げ、米国およびニュージーランドの状況について論じていただいた。これらの論文を通して、今日の大学における発達障害学生の支援状況について把握することができる。

2014年、わが国は障害者の権利条約を批准した。2016年度から「障害者差別解消法」にもとづき、国公立大学には障害学生への「合理的配慮」が義務として課せられる（私立大学は努力義務）。今後は、大学で学びたいと願う発達障害学生を受け入れていくとともに、発達障害学生にとって学びがいのある国民の権利としての発達保障に立つ大学づくり＝大学改革に取り組んでいかねばならない。そのためにも、国による発達障害学生に対する明確な大学政策が必要である。

（たなかりょうそう あいち発達障がい研究所）